

Zoom受講可!

記述民法 機械式キーワード対策 道場

✓ 実施形態・実施校

通学: 横浜本校+ (Zoom受講)

✓ 対象者

- ・ 初学者から中上級者まで、改正ポイントと記述論点を理解したい方
- ・ 民法で得点アップを目指している方
- ・ 記述対策をしたい方

✓ 担当講師

加藤寿隆
LEC専任講師



✓ 科目

民法

✓ 回数

全3回

✓ 使用教材

講師オリジナルレジュメ

✓ 1回あたりの講義時間

2時間30分

✓ タイムスケジュール

講義70分

休憩10分

講義70分

✓ お申込みはこちら



○ 講座内容

記述民法において、どのような論点が出題されるか。また論点はわかっていても、記述すべきキーワードが抽出できない方が多くみられます。そこで、本道場は、予想される論点について、記述すべきキーワードを空欄問題を用いて、機械式に覚えることを目指したものです。記述民法の不安を本道場で解消しましょう!

講座・レジュメのPOINT

POINT ①

記述すべきキーワードのチェックで択一対策もできる!

加藤レジュメ	出題が予想される論点ポイントチェック
<p>【総則】</p> <p>□未成年者が単独で行うことのできる行為 (5条、6条)</p> <p>1. [] (単独贈与を受ける場合) 又は [] (債務の免除を受ける場合)、又は、 []、営業を許された場合の営業に関する行為については、単独で行うことができるので、取消できない。</p> <p>□禁物が詐術にあたるか (21条・裁判例 44.2.13)</p> <p>2. 原則として、欺罔は詐術に当たらないが、 []、相手方を誑かせ、また [] には、例外的に詐術にあたる。</p> <p>□相手方の催告に対し期間内に確答を発しない場合の効果 (20条)</p> <p>3. 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同期間内に確答を発しないときは、その行為を []。</p> <p>4. 特別の方式を要する行為 (後見監督人が付されたような場合) については、期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を []。</p> <p>□心裡留保における第三者とは (93条2項)</p> <p>5. 表意者がその真意ではないことを知っていたとき、相手方が []、又は [] とときは、その意思表示は無効となるが、善意の第三者に対抗することはできない。</p> <p>□民法94条2項の第三者 (94条: 裁判例 42.6.29)</p> <p>6. 民法94条2項の「第三者」とは、 []、 [] (例えば、虚偽表示後、取引関係に入った者) である。</p>	<p>1. 単に権利を得義務を免れる法律行為処分を許されれば財産の処分</p> <p>2. 他の言動と相まって誤信を強めた場合</p> <p>3. 承認したもののみならず</p> <p>4. 取消したものとみなす</p> <p>5. 表意者の真意を知り (悪意) 知ることができた (過失)</p> <p>6. 虚偽表示の当事者又はその一般承継人 (相続人など) 以外の者新たに法律上の利害関係を有するに至った者</p>

○ スケジュール

回数	日程	時間	実施校
1	26/7/11 (土)	16:30~19:00	横浜本校
2	26/7/18 (土)		
3	26/7/25 (土)		

※教材は講義当日に教室で配布します。発送はございません。

※本講座に欠席 Web フォローはございません。

※ Zoom 受講について ID・PASS 並びにレジュメ (閲覧のみ) につきましては MY ページにてご連絡いたします。

○ 受講料 (税込)

受講形態	一般価格	大学生協・書籍部価格	代理店・書店価格	講座コード
通学/ Zoom	16,500円	15,675円	16,170円	GA26659

※ Zoom 受講の講師オリジナルレジュメは画面閲覧のみとなります。